

令和4年5月31日
【法務省・警察庁】

【概要書】

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告（令和3年）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

《報告書の概要》

- ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第31条の規定に基づき、国会に報告するもの。
- ・ 令和3年1月6日、公安審査委員会は、いわゆるオウム真理教に対する7回目の観察処分の期間更新を決定。公安調査庁では、令和3年中、定期報告を徴し、団体施設延べ46か所に対して立入検査を実施したほか、観察処分に基づく調査の結果につき、延べ43の関係地方公共団体の長に情報を提供。
- ・ 令和3年10月25日、公安調査庁長官が公安審査委員会に対し、いわゆるオウム真理教と同一性を有するAlephに対する再発防止処分を請求（請求の原因となった未提出分の報告書が審査期間中に提出されたことなどを受け、請求を撤回）。
- ・ いわゆるオウム真理教は、令和3年末時点で国内に構成員約1,650人（出家した構成員約250人、在家の構成員約1,400人）を擁し、15都道府県下30か所の拠点施設を確保。

連絡先は省略。